

児童手当の手続き

新規登録（お子さんが生まれた方、中頓別町に転入された方）

○必要なもの

本人確認できる書類（保険証、資格確認書等）

通帳の写し（児童と生計を同じくし監護する父母等の所得の高い方の口座）

○手続き方法

介護福祉センター窓口にお越しの際に、上記に記載しているものをご持参のうえ
申請書類に記載をいただきます。

※申請日の翌月より支給対象となりますのでご注意ください。

遅れた場合、遅れた月分の手当が受け取れなくなる場合があります。

変更登録（住所変更等）

○必要なもの

本人確認できる書類（保険証、資格確認書等）

通帳の写し（児童と生計を同じくし監護する父母等の所得の高い方の口座）

※通帳の写しは振込口座の変更がなければいりません。

○手続き方法

介護福祉センター窓口にお越しのうえ変更書類に記載をいただきます。

転出される方、公務員に転職された方へ

○手続き方法

介護福祉センター窓口にお越しのうえ消滅届書類に記載をいただきます。

手続き後、転出先・転職先へ新規登録の申し込みを行ってください。

公務員の方へ

公務員の方は、勤務先が児童手当の手続き先です。

今回の改正に伴う手続きは、町ではなく勤務先で行ってください。

なお、手続きの時期等は、それぞれの勤務先へお問い合わせください。

※不明な点等ございましたら、下記のお問い合わせ先までご連絡
いただか、介護福祉センター窓口までお越しください。

お問い合わせは

中頓別町介護福祉センター「児童手当担当」窓口
電話：01634（6）1995